

受講料をサポートします！

地域の観光振興を担う中核人材の育成の推進を目的とした福岡県の助成制度（福岡県地域観光リーダー人材育成事業）を活用して、九州産業大学の「観光地経営リーダー育成プログラム」の受講料をサポートします。この機会に、「稼げる」産業への転換にチャレンジしてみませんか？

対象者

以下のすべてに該当する者

- ① 県内在住者
- ② 県内の市町村や観光関連団体（観光協会・DMO）が推薦する地域観光リーダー候補者
- ③ 九州産業大学が定める修了要件を満たす者（※1）

※1 現地学習を含む全科目（21科目26コマ）のうち、7割以上出席した方、または部分受講（セット受講）者で8割以上出席した方

受講料サポート
定員

30名程度
（先着順）

申込期間

4/28（月）
～5/19（月）

サポート内容

受講料の全額 《全科目受講者は10万円・部分受講（セット受講）者は7万円》

※受講料は申込み後、受講生が納付する必要があります。

※別途、現地学習に伴う費用（バス代や保険料等）の実費の負担が必要です。

※受講終了後、大学が定める修了要件を満たしている場合、大学が受講料全額を受講生に還付します。

申請手続きとフローチャート

STEP 1

市町村や観光関連団体（観光協会・DMO）に推薦を依頼

受講生が観光リーダー候補者として、観光振興を担う市町村や観光関連団体に対し、推薦書（指定様式）による推薦を依頼してください。

STEP 2

受講申込み・推薦書の提出

九州産業大学のホームページまたは下記QRコードからお申込みください。
※申込受付フォームに推薦書（PDF）を添付（アップロード）してください。

STEP 3

受講決定と受講料の支払い

九州産業大学から受講票と受講料納付書が届きますので、受講生は受講料を納付してください。

STEP 4

受講料の還付

全てのプログラム終了後、九州産業大学が定める修了要件を満たしている場合は、大学が受講料の全額を受講生に還付いたします。



「観光地経営リーダー育成プログラム」
ホームページ

【お申込み・プログラムに関する問合せ先】

九州産業大学 大学改革推進本部

〒813-8503 福岡市東区松香台2-3-1

Tel: 092-673-5178 / Fax: 092-673-5165

Email: edu-office@ml.kyusan-u.ac.jp

【推薦団体に関する問合せ先】

福岡県商工部観光局観光政策課観光産業係
（福岡県地域観光リーダー人材育成事業）

Tel: 092-643-3456 / Fax: 092-643-3431

Email: hashimoto-k0487@pref.fukuoka.lg.jp

観光地経営リーダー育成プログラム 受講料のサポートに関する

＼Q & A／

Q1

対象者の要件に、市町村・観光関連団体（観光協会・DMO）が推薦する地域観光リーダー候補者とあるが、推薦書に記入する推薦者は誰を想定しているか。

推薦者は市町村・観光関連団体（観光協会・DMO）の課長級、事務局長級を想定しています。ただし、課長や事務局長自らが参加する場合は、その上司を推薦者としてください。

Q2

全ての講座を受講することはできないが、推薦書を添えて申請してよいのか。

本プログラムは対面やオンラインにて実施されますが、やむを得ずリアルタイムで参加できなかった場合は、オンデマンド配信での受講が可能ですので、極力多くの講座を受講するようお願いします。

なお、対象要件のうち、九州産業大学が定める修了要件である、「全科目受講者で7割以上、部分受講（セット受講）者で8割以上の受講」を満たさない場合、受講料は還付されません。

Q3

民間企業や観光地域づくりに関わる地域住民から推薦願いの申し出があった場合、どのように判断したらよいのか。

「地域の観光リーダー候補者」をサポート対象としているため、現在もしくは今後、地域の観光振興の中核を担う方であるかどうかという視点で判断してください。

Q4

サポート対象者のうち、受講開始後にやむを得ず退講することとなった場合、受講料の返還はありますか。

受講開始後に退講（キャンセル）した場合は、受講料の返還は出来ません。

Q5

受講申込時は対象要件を満たしていたが、開講期間中に要件を満たさなくなった場合の取り扱いは。

例）受講申込時は県内在住であったが、開講期間中に県外に転居した場合

受講申込日から受講料の還付が完了するまで、対象要件を満たしている必要があります。